

令和7年度 下呂市の介護人材確保対策

事業名	事業内容
介護等専門職員 U・I ターン就職 奨励事業	<p>U ターン(下呂市の出身者が、5年以上市外へ転出した後、再び下呂市に転入すること)・I ターン(下呂市以外の出身者が、下呂市に転入すること)・隣接等市町村居住就職(下呂市以外から高山市・中津川市・郡上市・関市・白川町・七宗町・東白川村に転入し、その転入前後 6 月以内(転入日を挟んだ1年の間)に市内介護事業所等(※)に就職すること)により、市内介護事業所等に正規職員として就職する者に対し、奨励金を交付。(各条件とも 20 万円)</p> <p>【条件】 介護福祉士・社会福祉士・介護支援専門員・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士(以降、「介護等専門職員」と表記)のいずれかの資格を取得又は取得見込み(申請時に資格試験結果発表の未了をいい、新法経過措置による介護福祉士登録等は含まない)であること 2 年以上介護部門の職に従事すること</p>
介護等学生の市内短時間労働及 び実習奨励事業	<p>介護等専門職員の資格取得のための実習又はアルバイトを市内事業所で行う学生(介護等専門職員の資格取得のための国家試験の受験資格を得られる国及び県の指定した学校並びに専門学校その他の介護等専門職員の養成機関(以降、「養成校」と表記)で就学する者)及びアルバイトを市内事業所で行う高校生に商品券又は宿泊助成券を交付。 (1 日から 4 日従事 1 日あたり千円の商品券 5 日以上従事 5 万円分の宿泊助成券)</p> <p>【条件】 介護現場に対する感想、市内就職について思うことなどについてのアンケート調査への協力</p>
外国人技能実習生等雇用支援事 業 ★	<p>在留資格のうち介護、特定技能、技能実習、特定活動のいずれかにより国内に滞在する外国人介護人材を雇用した際に発生した諸経費の一部を補助。 (新たな雇用に際し 1 名あたり上限 10 万円)</p> <p>【条件】 雇用関係が成立した場合の諸経費を対象とする(雇用不成立の場合は対象外)</p>
職員資質向上研修等支援事業 ★	<p>市内介護事業所等で勤務する職員であって、自らの資質向上のための研修を受けた者、またはその者を雇用する法人に研修費用の一部を補助。(上限 研修費用の 1/2 又は次の研修ごとに定める額のうち少ない額)</p> <p>【介護福祉士実務者研修 3万円 介護職員初任者研修又は人員基準上必要な職(※)を確保・維持するための研修 2万円】</p> <p>※…介護支援専門員については別の補助事業により対応のためここには含まない</p>

介護支援専門員人材確保支援事業	<p>市内介護事業所等において、初めて介護支援専門員又は介護支援専門員の資格を要する職種に就く者に対し、奨励金を交付。（20万円）</p> <p>【条件】</p> <p>法人、従業員の事情の如何によらず、初回の配置のみを対象とする。（過去に配置されている場合は対象外）</p> <p>居宅介護支援事業所を自ら開設する場合も対象となる。</p>
若手介護人材就職支援事業	<p>高校を卒業した次年度中において、市内介護事業所等に介護職員等として就職した者に奨励金を交付（20万円）</p> <p>【条件】</p> <p>①卒業後正規職員としての勤務経験がないこと（介護分野に限らず全ての職種において）</p> <p>②就職後6か月以内に申請すること</p> <p>③2年以上の継続勤務をすること</p>
地域若手介護人材育成支援事業	<p>市の連携する育成機関に、市内就職の意向をもって進学する者に進学奨励金・修学支援金を交付（進学支援金 3万円 修学支援金 年額15万円(年数は連携育成期間の定める修業年限まで)）</p> <p>【条件】</p> <p>①市内の高等学校に在学又は卒業した者 ②下呂市民で市外の高等学校に在学又は卒業した者</p> <p>連携育成機関を卒業後3年以内に市内介護事業所等に就職し、3年以上の継続勤務をすること</p> <p>修学支援金については、介護等専門職員の養成課程で修学すること</p>
介護等専門職員資格取得就学生家賃補助事業 ★	<p>介護等専門職員の資格を目指し養成校に就学する学生に対し、家賃（部屋代相当分をいい、共益費、駐車場代、光熱水費相当分は含まない）の一部を補助</p> <p>（1月あたり家賃（部屋代）の1/2（上限3万円）、最長24か月）</p> <p>【条件】</p> <p>卒業するまでに介護等専門職員の資格を取得し、卒業後3年以内に市内介護事業所等に就職し、3年以上継続勤務をすること</p>
介護支援専門員の資格保持、キャリアアップ等研修支援事業	<p>市内の介護事業所等に現に勤務し、都道府県知事による介護支援専門員の登録をされている又は登録を受けようとする者が、介護保険法・介護保険法施行規則に定める登録のための試験並びに研修、更新研修、専門員研修、再研修、主任介護支援専門員研修及び主任介護支援専門員更新研修の受講をした場合、その者又はその者を雇用する法人に対し、研修費用の一部を補助</p> <p>（研修受講費用の2/3以内（上限3万円） 受講に要する交通費の2/3以内（上限5千円））</p>

※ 市内介護事業所等 ……下呂市内に事業所を置く、介護サービス事業所及び養護老人ホームをいう。

※ 事業名の後ろに ★ のついた事業については、他の類似補助制度との併用は可能だが、併用補助額の合計が経費を上回らないようにすること。

（その他の事業については、こちらの事業は原則併用可能。ただし併用される他事業に併用不可条件が付されていることもあるため、申請者の責任において確認すること。）

上記の点やその他の疑問点等がある場合は、申請前にご相談ください。